

## 水銀使用製品産業廃棄物について

### 【水銀使用製品産業廃棄物の対象】

次の①～③の製品が廃棄物になったもの

区分①：水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②：①の製品の組込製品（表に×印のあるものに係るものを除く）

区分③：水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		18	温度定点セル	
2	空気亜鉛電池		19	顔料	×
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×	20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるもの）	
			21	灯台の回転装置	
4	蛍光灯（冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む）	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
			23	水銀抵抗原器	
5	H I Dランプ（高輝度放電ランプ）	×	24	差圧式流量計	
6	放電ランプ（蛍光灯及びH I Dランプを除く）	×	25	傾斜計	
			26	周波数標準機	×
7	農薬		27	参照電極	
8	気圧計		28	握力計	
9	湿度計		29	医薬品	
10	液柱形圧力計		30	水銀の製剤	
11	弾性圧力計（ダイアフラム式のもの）	×	31	塩化第一水銀の製剤	
12	圧力伝送器（ダイアフラム式のもの）	×	32	塩化第二水銀の製剤	
13	真空計	×	33	よう化第二水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		34	硝酸第一水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	35	硝酸第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		37	酢酸フェニル水銀の製剤	

※1：No. 19の顔料は、塗布されるものに限り×印に該当

### 【水銀使用製品産業廃棄物の回収義務付け対象】

1	スイッチ及びリレー	11	水銀式血圧計
2	気圧計	12	灯台の回転装置
3	湿度計	13	水銀トリム・ヒール調整装置
4	液柱形圧力計	14	差圧式流量計
5	弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)	15	浮ひょう形密度計
		16	傾斜計
6	圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)	17	積算時間計
		18	ひずみゲージ式センサ
7	真空計	19	電量計
8	ガラス製温度計	20	ジャイロコンパス
9	水銀充満圧力式温度計	21	握力計
10	水銀体温計		

【水銀使用製品産業廃棄物に係る処理基準】

項目	処理基準の内容
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</li> <li>・保管場所に掲げる掲示板の「廃棄物の種類」の欄には「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨記載すること。</li> </ul>
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。</li> </ul>
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。</li> <li>・水銀回収が義務付けられているものは、あらかじめ、ばい焼設備によりばい焼する方法又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で水銀を分離する方法により水銀を回収すること。</li> <li>・安定型最終処分場に埋立しないこと。</li> </ul>
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託すること。</li> <li>・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。</li> </ul>

【水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達】

媒体	記載事項
業の許可証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う産業廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること。</li> <li>※平成 29 年 9 月 30 日までに交付された許可証には、明記されていない場合もありますのでご注意ください。</li> </ul>
委託契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託する産業廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること。</li> <li>※平成 29 年 9 月 30 日までに締結している委託契約書については、新たに契約変更する必要はありません。契約更新時までに覚書等を交わしてください。</li> </ul>
マニフェスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること及び数量を記載すること。</li> </ul>
帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての項目について「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものを明らかにすること。</li> </ul>

## 水銀含有ばいじん等について

### 【水銀含有ばいじん等の対象】

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀 <sup>注)</sup> を 15mg/kg を超えて含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 <sup>注)</sup> を 15mg/L を超えて含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

※従来からの水銀に係る特別管理産業廃棄物に該当するものは水銀含有ばいじん等には該当しません。

### 【水銀含有ばいじん等の回収義務付け対象】

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀 <sup>注)</sup> を 1,000mg/kg を超えて含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 <sup>注)</sup> を 1,000mg/L を超えて含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

※従来からの水銀に係る特別管理産業廃棄物に該当するものであっても、上記の条件に該当するものは、水銀回収義務の対象となります。

### 【水銀含有ばいじん等に係る処理基準】

項目	処理基準の内容
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所に掲げる掲示板の「廃棄物の種類」の欄には「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨記載すること。</li> </ul>
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。</li> <li>水銀回収が義務付けられているものは、あらかじめ、ばい焼設備によりばい焼する方法その他の加熱方法により水銀を回収すること。</li> </ul>
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>水銀含有ばいじん等の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託すること。</li> <li>水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。</li> </ul>

### 【水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達】

媒体	記載事項
業の許可証	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り扱う産業廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること。</li> <li>※平成 29 年 9 月 30 日までに交付された許可証には、明記されていない場合もありますのでご注意ください。</li> </ul>
委託契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託する産業廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること。</li> <li>※平成 29 年 9 月 30 日までに締結している委託契約書については、新たに契約変更する必要はありません。契約更新時まで覚書等を交わしてください。</li> </ul>
マニフェスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること及び数量を記載すること。</li> </ul>
帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての項目について「水銀含有ばいじん等」に係るものを明らかにすること。</li> </ul>

## 廃水銀等（特別管理産業廃棄物）について

### 【廃水銀等の対象】

次の①、②の製品が廃棄物になったもの

区分①：表の施設において生じた廃水銀及び廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く。）

区分②：水銀若しくは水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

1	水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設	10	検疫所
2	水銀使用製品の製造の用に供する施設	11	動物検疫所
3	灯台の回転装置が備え付けられた施設	12	植物防疫所
4	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く）を有する施設	13	家畜保健衛生所
5	国又は地方公共団体の試験研究機関	14	検査業に属する施設
6	大学及びその附属試験研究機関	15	商品検査業に属する施設
7	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	16	臨床検査業に属する施設
8	農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	17	犯罪鑑識施設
9	保健所		

### 【廃水銀等に係る処理基準】

項目	処理基準の内容
積替え・保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散、流出又は揮発の防止のための措置を講ずること。</li> <li>・高温にさらされないための措置を講ずること。</li> <li>・腐食防止措置を講ずること。</li> </ul>
中間処理	<p>○硫化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀の純度を高めること。</li> <li>・産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄により硫化すること。</li> </ul> <p>○固化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫化水銀を改質硫黄により固化</li> <li>・改質硫黄固化物は「金属等を含む廃棄物の固化等に関する基準（昭和52年環境庁告示第5号）」に定める強度、大きさ、形状を満たすこと。</li> </ul>